

令和8年2月18日

関係団体 各位

京都労働局労働基準部健康安全課長

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底
マニュアルの改正について

労働行政の運営につきましては、日頃から格別のご理解・ご協力を賜り、厚く
お礼申し上げます。

さて、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿にばく露するおそれがある
建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（平
成26年3月31日付け技術上の指針公示第21号）については、建築物等の解体等
に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルによりその具
体的留意事項を示し、周知啓発を図っているところですが、今般、本マニュアル
について下記のとおり改正されました。

貴団体におかれましては、改正の趣旨をご理解いただき、会員事業場等に対
して周知いただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、改正箇所一覧及び改正後のマニュアルは、下記の環境省ホームページから
入手をお願いします。

記

- 1 事前調査の信頼性向上を図るため、分析調査の試料採取について、調査者等
以外の者が試料採取する場合は、調査者等の指示の下で行わせることとした
こと。
- 2 解体等作業中に発電機等の内燃機関を使用することによる一酸化炭素中毒
事故を防止するための対策を明記したこと。
- 3 その他、所要の改正を行ったこと。

※改正箇所一覧及び改正後のマニュアルの掲載先（URL 又は QR コード）

環境省ホームページ https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

